

(別紙①)

居宅介護支援の内容・利用料

居宅介護支援費(Ⅰ)

2024年4月1日 改定

要介護度区分	要介護 1・2	要介護 3～5
取り扱い件数区分		
介護支援専門員1人当たりの利用者数が45人未満の場合	居宅介護支援費(i) 12,076円(単位数 1,086)	居宅介護支援費(i) 15,690円(単位数 1,411)
〃 45人以上の場合において、45人以上60人未満の部分	居宅介護支援費(ii) 6,049円(単位数 544)	居宅介護支援費(ii) 7,828円(単位数 704)
〃 45人以上の場合において60人以上の部分	居宅介護支援費(iii) 3,625円(単位数 326)	居宅介護支援費(iii) 4,692円(単位数 422)
* 1単位は、11, 12円で計算しています。		
※ 当事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算)に該当する場合は上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。		
※ 特定事業所集中減算(居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算)に該当する場合は、上記金額より2,224円を減額する事となります。		
※ 45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。		
※虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合、所定単位数の1/100に相当する単位数を減算します。		
※感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の1/100に相当する単位数を減算します。		
※当該事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内で建物若しくは該当事業所と同一の建物(同一敷地内建物等)に居住する利用者又は当該事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の95/100を算定します。		

居宅介護支援費(Ⅱ)

指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信する

ためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている場合

要介護度区分	要介護 1・2	要介護 3～5
取り扱い件数区分		
介護支援専門員1人当たりの利用者数が50人未満の場合	居宅介護支援費(i) 12,076円(単位数 1,086)	居宅介護支援費(i) 15,690円(単位数 1,411)
〃 50人以上の場合において50人以上60人未満の部分	居宅介護支援費(ii) 5,860円(単位数 527)	居宅介護支援費(ii) 7,594円(単位数 683)
〃 50人以上の場合において60人以上の場合	居宅介護支援費(iii) 3,513円(単位数 316)	居宅介護支援費(iii) 4,559円(単位数 410)
※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。 ※特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,224円を減額することとなります。		
※ 50人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、50件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。		

	加算名称	単位数	加算額
要介護度による区分なし	初回加算	300	3,336円/回
	入院時情報連携加算(Ⅰ)	250	2,780円/月
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	200	2,224円/月
	退院・退所加算	450～900	5,004 ～ 10,008円/回
	ターミナルケアマネジメント加算	400	4,448円/回
	緊急時居宅カンファレンス加算	200	2,224円/回
	特定事業所加算(Ⅰ)	519	5,771円
	特定事業所加算(Ⅱ)	421	4,681円
	特定事業所加算(Ⅲ)	323	3,591円
	特定事業所医療介護連携加算	125	1,390円
	特定事業所加算(A)	114	1,267円
	特定事業所集中減算	-200	- 2,224円/件
	通院時情報連携加算	50	556円/月1回

* 上記の利用料は、全額介護保険により負担されます。利用者様の自己負担はありません。